

第 4 回 吉田町下水道料金等審議会 議事録

日 時：令和 4 年 1 1 月 2 4 日（木） 1 3 時 3 0 分～1 5 時 4 0 分

場 所：吉田町役場 2 階 町民ホール

出 席 者：遠藤誠作（会長）、田村戸一（副会長）、深澤哲委員、鈴木みち子委員、大村友里委員
高寺弘和委員、小原廣美委員、岩倉道代委員
（事務局）内田上下水道課長、西澤下水道業務部門統括、鈴木下水道工務部門統括、
岡田主査、安本主査、田中主査、大石主事
株式会社 N J S

欠 席 者：－

議 事：1 開会
2 会長挨拶
3 議事
（1）第 3 回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項
（2）現行の使用料体系
（3）使用料体系の見直し
（4）次回審議会の予定
4 質疑・応答など
5 閉会

配布資料：資料 1：説明資料

資料 2：第 3 回審議会議事録

会議内容：

議事（１）（開会：事務局）

事務局より、開会宣言。

議事（２）（会長挨拶）

遠藤誠作会長より、審議会開会の挨拶。

会 長 : 本日は、予定している５回の審議会のうち４回目になる。次回が答申となり、まずは今日の審議の中で方向を見出すところまでたどり着いていないと事務局も答申をまとめることができないため、それぞれの意見が必要となる。立場やお考えがあると思うが、ざっくばらんに意見を出していただければと思う。

議事（３）（議題）

議題（１）第３回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項【審議事項】

事務局 : 第３回審議会の審議内容と本日の審議内容について、「第４回 吉田町下水道料金等審議会 説明資料 令和４年１１月２４日」（以下「説明資料」という。説明資料 1/30～5/30）により説明を行った。委員より質疑は無かった。また、各審議会の議事録を町 HP において公表しているが、発言者は匿名となっている旨を説明した。委員より異議は無かった。

議題（２）現行の使用料体系【審議事項】

事務局 : 説明資料 6/30～16/30 まで説明を行った。

委 員 : 委員は皆一般家庭なので、大口使用者がどのくらい負担を気にしているか、これが不公平かそうでないか分からない。

事務局 : 不公平な部分は、説明資料 16/30 ③基本水量制の上側三角部分と④累進使用料制の三角部分である。

委 員 : ③基本水量制は、使っているいないに関わらず一定額を支払わなければならないので、固定料金だということに不公平と感じる人がいるかもしれない。④累進使用料制は、現状はグラフの赤い線のとおり角度が３段階に分けて変わっており、たくさん使う人ほど 1m^3 あたりの金額が高くなっている。改定後の青い線は、使用水量の多さに関わらず同じ角度の直線になっているということモデルとして示している。

委 員 : 一般家庭の人は、不公平と言われるところに入っていない。③基本水量制のと

ころは単身家庭の人が含まれるという話があるが、大口使用者には該当しない。飲食店をやっている人は水をたくさん使うのですごい負担と思っているのか、それとも商売上仕方ないと思っているのか、不公平と言われても私たちにはどういうニュアンスか分からない。

事務局 : 説明資料 16/30 のグラフはモデルとして線を引いているので実際はもう少し変わってくるが、下水道事業としては、一般家庭も事業者も 1 m^3 処理するにあたっては同じ金額であるべきと考える。単純に使用者が不公平と感ずるかというより、お金の掛け方として不公平がある。 1 m^3 を処理するにあたっての各使用者の負担の仕方が不公平になってしまっているため、それを是正しないと事業として良くないところがあると思う。今回の使用料改定では、その辺を是正すべきと考える。

委員 : 説明資料 10/30 に現在の使用状況があり、1 か月あたり $0\sim 50\text{ m}^3$ 使用している人が全体の 95.5% いる。つまり、説明資料 16/30 の最初の角度のところまでに 95.5% の人が入っている。また、説明資料 11/30 で1 か月の使用水量 $3\sim 35\text{ m}^3$ の赤い丸が付いているところにほとんどの人が入っている。そういう意味では、あまり不公平を感じることはないかもしれない。

委員 : 一般家庭の人は②従量使用料の枠の中に入っているので、差の開き具合がどうなのかなと思う。

委員 : さらに戻ると、説明資料 9/30 で営業用が 1.9% で、一般用と集合用と営業用の調定件数割合を足すと 97% 程度なので、数字だけを見るとあまり不公平感を感じられないのではないかと思う。

事務局 : 各家庭について、現状でも同じような負担がある中で、使用水量が少ない人たちは是正をしなければいけない。また、大口使用者の部分は一般家庭にそこまで関係してくる話ではない。単純に青い線を引いて不公平の部分を示しているので、混乱する部分はあると思うが、実際はもう少し違ってこの後細かな図が出てくるので、そこで細かい説明をさせていただく。不公平と言っている部分の使用者は実際少ないので、その部分を是正したとしてもそこまで使用料に対して影響はないが、体系としてこのタイミングで是正をしたい。

委員 : 説明資料 9/30 で集合用が 23.4% となっており、アパートやマンションが該当すると $10\sim 20$ 人住んでいるので、むしろこの部分の方々が④累進使用料

制に該当するのかもしれない。営業用は、個人経営と大型スーパーでは異なると思うが、個人経営のところではそれほど負担は大きくないかもしれない。大型スーパーは累進使用料制のところには該当するのかもしれない。そういう感覚だと思う。

会 長 : アpartmentマンションだと、メーターを一箇所で計測していれば単価が割高になる。10 m³以下で定額支払いしている人は、そんなに使っていないのに支払わなければならないのかと批判が起きるかもしれない。基本料金の中に基本水量を持たせないように令和2年あたりに国交省が通知を出しており、財政基盤が成り立つよう単価も上げるように指示している。

副会長 : 公共料金は、全国的に下水道に限らず水道、電気、都市ガスなどで本町の現行下水道使用料体系と同じような料金体系が採用されている。使用料を抑えるために、使えば使うほど割高になる体系が採用されており、本町の現行使用料体系が特殊というわけではない。基本水量10 m³まで定額とするやり方をやめて、使用水量1 m³から使用料単価を一定にしたほうがよいというのが国の考え方ということか。

事務局 : そのとおりである。

副会長 : 県内も含め、全国的に下水道料金を値上げする方向へ持っていくなかで、他自治体も同一步調のようなかたちで変えていくということか。

事務局 : 現状の県内下水道使用料改定状況は、29自治体のうち浜松、静岡、伊豆、島田の4自治体が0 m³から従量使用料制を採用している。細かな内容までは他市町について把握していないが、以前もお話した通りほぼすべての自治体で使用料体系の見直しを実施する。元々基本料金については下水道使用料算定の考え方がガイドラインなどにも載っており、ナショナルミニマムといったかたちで最低限の生活をするにあたって何m³くらいは使うので、その分は基本料金で載せておけば良いという考え方でやっていた。しかし、節水努力をしている方や単身世帯もあるので、一律何m³を基本水量として残すのが正しいのかという答えが出ないので、従量制で0 m³から直線で伸ばしていくのが良いのではないかと考える。説明資料16/30のグラフは0 m³から始まっているが、実際は基本使用料があった上で従量制ということになる。0 m³から使った分だけ負担していただくというというのが今後の主流の考え方になると思っている。

会 長 : 現行の使用料体系について、分からないことがあれば後で質問いただきたい。
ここはご理解いただきたいので、どういう疑問でも大丈夫なので後で質問いただきたい。次に、現行の使用料体系を踏まえて課題がいくつかあるので、その見直しをさせていただきたい。

議題（３）使用料体系の見直し【審議事項】

事務局 : 説明資料 17/30～23/30 まで説明を行った。

副会長 : 第 1 回審議会の資料で、本町の 1 人 1 日使用量は、実績から 270 リットルと記載されている。1 人で 270 リットル使用すると 1 か月で 8 m³ 使用することになるが、一人暮らしのお年寄りそれほど使用していないと思う。計算上は 1 人 1 か月 8 m³ で、4 人家族だと 33 m³ くらいということだが、95.5% の人々が 0～50 m³ のところに入っているといっても、標準の 4 人家族でも 33 m³ くらいなので、料金が上がった時にどこに影響が出るのか、一人暮らしのお年寄りにとっては影響が大きいのかなというところをポイントとして押さえておかなければならないと考える。もう一点、お年寄りで 1 m³ くらいしか使用していない人は多めに支払っているわけですがけれども、例えば私の母も異常に節水をするので、一人暮らしのお年寄りは 2～3 m³ くらいで冬場毎日お風呂に入っていないなど色々ある。10 m³ までは定額なので過剰に節約しなくても良いというのは、公平か不公平かというところもあるが、毎日使っても料金は増えないのでそこまで節約しなくてもという考え方もあると思う。所得水準が使用料に現れるとするならば、たくさん水を使うより、節水をして有意義な水資源に係る下水道なので、一定量を超える分は多少割高になっても不公平を是正し節約するという思想も大事だと思う。それがあって料金改定も積極的に進められると思う。国の方針として 1 m³ から従量制とするのは、私は少し腑に落ちないところがある。今後高齢化そして一人暮らしが増えることを考えると、それを重く見て、使用水量が多い人から多めに支払ってもらおうという考え方があっても良いのではないかと思う。本町は、1 世帯あたり 2.5 人なので、1 世帯 20 m³ くらいの月使用水量になる。その辺も押さえて、標準の家庭は 4 人だけでも本町は 2.5 人なので 1 世帯あたり月 20 m³、1 人暮らしは 5～8 m³ くらいということ念頭において料金を考えてもらいたい。

委 員 : 下水道料金の計算の仕方は、水道使用量から下水道料金が自動的に計算される。私の家の場合だと、5 人家族で母が家の周りの花に毎日水をあげる。そうすると、今の計算方法だと下水道料金で計上されている料金よりも少ない量しか下水道を使用していないので、計算方法の見直しは考えていないか。

会 長 : 昔、下水道料金を最初に設定した時に、実際に家庭での使用用途を測って見たら、メーターに影響するほどの下水道外使用は見られなかった。そうすると人によっては、使った水量を把握するために水量計を設置するので、水道と下水道のメーターを別にしてほしいという意見が出たとしても、別で設置しても結局料金が変わるほどの水量差がなければ設置しなくてもよいとなる。1 m³の水は1 m四方の容量なので、家庭でそれほどたくさんの水を下水道外で使用することはほとんどない。

事務局 : お風呂1杯でも200リットルくらいなので、料金に影響するほどの水を一般家庭で水やり等に使用されることはないと推測する。もちろんおっしゃられていることはよく分かるし、そういうことを言われることもあるので、特におかしなことを言われているわけではないが、メーターを設置する位置や箇所数の検討など対応がなかなか難しい。

会 長 : 10分間休憩とする。休憩の間に、分からない所やお話したいことなどを事務局に聞いていただければと思う。

<<休憩10分>>

事務局 : 説明資料24/30～26/30まで説明を行った。

委 員 : 説明資料26/30のCase-1黄色とCase-2水色はどちらが良いのか。

委 員 : 本町は50 m³以上の使用者や営業用使用者が少ない。大工場は自分たちで水処理して排出しているので、下水に入っていない。50 m³以上の使用者で上げ幅を大きくすると収入は増えるが、そこまで期待できない。50 m³以下の個人の方が多いため、どちらが良いというよりは、35～40 m³までのところをCaseごとに比べてみるほうが、現実的であると思う。

副会長 : 今説明いただいた金額のところ、やはり10 m³以下の人にとっては、負担が軽くなる。これから一人暮らしが増えるなかで、上げ幅の緩和としてグラフの線を一回折ったほうが上げ幅が少なくなる。お年寄りは1か月1人8 m³も使わないと思うので、お年寄りにとっては優しい値上げになるのではないかと思う。もう一つ、たくさん使う方は上げ幅が大きくなるが、必ずしもそうではないが多少なりとも吸収する余力があるのではないかと思う。基本使用料1100円で1 m³からいくらというのは、上げ幅の緩和として10 m³の使用量で従量料

金を一回折ることで上げ幅が少なくなる場合には、生活収支で圧迫されるお年寄りなどには優しいと思う。私が資料を見て思うには、 10 m^3 で折るのではなく、例えばお年寄りは 8 m^3 も月に使わないと思うので 5 m^3 で一度折り、もう一段従来のように、 50 m^3 で折るのではなく一般家庭4人の1か月使用水量に近い 35 m^3 で折ると、また違ったかたちになるのではないかと思う。不公平というよりも、状況に合わせた料金体系にするのが良いのではないかと思う。

会 長 : 下水道もお金がかかるので、水の量に関係なく定額という考え方もある。他の考え方として、最低でも基本水量をなくすとこれだけでも大きい。他都市の例では、基本水量を持たない場合も、基本水量を持たせた場合と比較して同じくらいになるような体系としたのであまり収入が変わらなかった。必要な財源を料金値上げで確保すればよいので、グラフが直線でなければならないという話でもない。柔軟に考える必要がある。いずれにしても工夫が必要なので、なにかご意見があればいただきたい。

副会長 : 今回33%上げて、3回で100%にすると考えると、今回基本使用料を1100円にすると3回で1500円くらいになるということか。それとも、今回は1100円で済むが、2回目、3回目の改定の時に審議することになると思うがものすごく基本使用料が上がるのか。それとも一つ、プロパンガスなんかは一件あたり月に基本料金2500円がかかる。台所しかプロパンガスを使わないような家だと基本料金のほうがとても大きくなるため、原価計算は平等に2500円が固定費でかかるけれども、それを1800円くらいに抑えて少量使用者に負担がかからないようにして、その利益の賄いきれない部分を従量料金にのせて賄うという考え方もある。今回の計算で下水道基本使用料1100円となっているが、この3倍の基本使用料が必要となると、一人暮らしの高齢化社会の中では重い負担になるのではないかと思う。

事務局 : おっしゃるとおりであり基本使用料を上げてしまうと、あまり使わない方の負担が増えてしまうことになる。実際は、100%の経費回収率にした時の基本使用料にあたる固定費は、2300円でないといけませんが、それは現実的ではないので、1100円は現状もらっている金額がそのくらいなので、そこに合わせており、恐らく今後も1100円は変えないかたちを考えるべきと思っている。

副会長 : いまは、基本使用料1100円だと現状と同じくらいになるが、3回上げた時にはもっと高くなるということか。

事務局 : 現状の使用料収入を固定費の比率で計算すると1130円くらいになるが、実際は2300円くらいもらわないと現状でも賄えない状況ではある。現状でも本当は基本使用料2300円にしたいところではあるが、それは現実的ではなく、従量制の意味もなくなってくるので、とりあえず現状もらっている固定費は維持した上で、それ以上の金額は変動費にあたる部分を従量制というかたちで考えている。今後、料金改定をする際に、1100円の根拠を求められると思うので、その辺の根拠が出せるかたちで1100円のままなのか、1120円にするのか、それが1500円とか2000円にするのは現実的ではないかと思う。他市町を見ても1000円前後というのが基本料金として多いのかなと思う。先程説明した4自治体の例として、浜松市は1110円、静岡市は925円、島田市は787円となっており、伊豆市だけ320円とかなり低い金額で従量制の1m³あたりを大きくしているというところもある。各市町村の考え方があろうと思うが、固定費でお金がかかってしまうので、先程、副会長が言われた通り従量制のところにつけるというのは一つの考え方だと思う。2回目、3回目の改定についてはシミュレーションをしていないのでいくらが適正なのか把握していないが、現状でも2300円は必要ということは事実としてある。しつこいけれどもそこまでは現実的ではないので、今回は1100円と決めさせていただいた。

委員 : 事務局の説明は分かるけれども、基本料金の件で今回は1100円に上げるということで一応理解したが、この審議会の中でどちらがよいと決めて良いとは思いますが、先程からの説明だと、将来の3段階で改定というのは近くもないが遠からずやってくるので、心配である。そんなに基本料金を大幅に上げることはないということは、従量制の単価を上げるしかないと考えてしまうが、そういう考えで良いか。

事務局 : 基本料金を上げてしまうと、少ない水量の使用者の負担が、現状の基本水量制と同じようなかたちで負担が大きくなってしまうということになる。基本料金は本来いただきたい分はあるが、料金の体系を考えた中で、必要最低限に抑えるということは考えなければならないと思う。ただ、基本料金を抑えた部分については、従量制でいただかなければならないので、従量制の右肩上がりになっている部分は角度が急になってくると思う。極端に基本料金を2000円まで持っていくというのは、今明確には言えないが、恐らくそういうことはしないと思う。

委員 : 基本料金については、原価精算のみではなく、適宜福祉政策のようなものを勘案することによって今後料金改定が必要という内容を答申に記載しておいてはどうか。現時点で何%というのは分からないが、少しでも不安が減るのかなと思う。今後必ず上げなければならないかという、その時の経済情勢によっても違うと思うし、本町がもっと栄えて企業からの税金が増えれば一般会計からの補填があっても良いと考える。将来のことはあまり極端に深刻に上がるといふ発想でなくても良いのではないかと思う。ただ、経費回収率100%にする必要がなぜあるかというところで、交付金などがなくなる場合との兼合いだという説明もあっていくのがよいと思う。設備投資に係るお金は100%町のお金から出ているので、どれだけ自分たちで受益者負担をするのかということなのかと思う。自分たちの生活も苦しいが、町の財政も苦しくなっていると思うので、下水道事業が負担するわけにはいかないし誰かが負担しなければならない。私は大阪府のこのような委員会に顔を出していて、そこで受けた説明では、大阪府の下水道事業も電力料金等の値上げで困っており、将来の収支計画はどれくらいか試算したところ、電力料金が令和3年と、今の調子で電力料金が上がった時の令和5年を比べると、1.8倍になる。大阪府はこれをどうやって各自治体に負担してもらおうか説明する方法を一生懸命考えている。その負担をどうするのか、税金で払うのか、物価が上がって苦しいのは皆さん一緒だと思うが、個人の受益者負担額が増えるのはこのような状況が背景にあるのかなと思う。

委員 : 自分の家で電気料金がどれくらい値上げするかを計算してみると、1回の請求書でほしい2500円くらい値上がりするというのが分かったので、例えば毎月の請求・支払いのほうがなんとなく印象が弱くなるのではないかと思う。2か月ごとを毎月の請求に変えることは考えているか。

事務局 : 現状だと、検針員に周ってもらってメーターをチェックしているので人件費がかかるのと、水道と同じ検針員なので1か月に1万件以上検針に周るといふのは難しいと思うので、現状すぐに変えるのはなかなかできませんと言えない。しかし、2か月になると上げ幅が2倍に感じるので結構負担に感じるということで、それを解消できるなら解消したいが、すぐに変えることは難しい。

会長 : 下水道は当初、費用の1～2割しかもらえないかたちで始まった。最初は公営企業とは考えていなかった。国が指導して静岡県から事業認可をもらい、どんどん下水道を作った。財政投資についても議論されたと思うが、認可された事業は恐らく全部作った。明日おこなう本町の議会説明で使う資料を作る際に調

べたところ、町は6億円を毎年繰り出しており、皆さんから預かっているのは8000～9000万円で、それ引いた約5億円を今後ずっと毎年必要になる。そのような事業を維持できるのだろうか。今は、法人などからの税金で成り立っている。元々は皆で負担して行うべき事業であるが、その議論が外れている。基本料金を2000円にしたって、財政的には厳しいと思う。今まで60%くらいしか回収できなかったのを値上げによって皆で出し合おうとしている。しかし、今後10年くらいは事業が成り立ったとしても、次は施設の更新の時期が来る。本町の下水道は230億円かけているので、そのお金はどこから捻出するのか、そういった話が今後出てくる。改定して使っても使わなくても同じ料金の基本料金があって、次に使った量に応じて負担し合うというのは理解できるので、次の段階になれば基本料金を固定費として2300円くらいにすると、次の改定では従量料金を上げないで基本料金を上げる。それをどうするか皆で相談する話だが、今回は基本水量を無くすというのがまず1点目の話で、従量料金で使う量により今までの料金と大きく変わることはないようにするということが2点目であると、皆さんの意見を聞くとそのように思う。基本料金をいくらにするかということと、従量料金の単価および刻み方の案を事務局でもう一度検討してもらい、最終答申の際に結論を出すというかたちと思うが、事務局は本日結論を出すか、もう一度案を出すか、どちらか。

事務局 : もう一度案を出すというのはできるので、どういった案が良いかということもあるが、答申では、どこで折るかということのを細かく決めていただくというのは難しいと思うので、ある程度幅を利かせた案を事務局から出すので、方針を決めていただくという方向がよいかと思う。

会 長 : 答申では、最初に結論、2枚目以降に解説や今まで出た意見を並べて、実際に水道と下水道の使用水量が違うというようなことをきちんと説明すれば、そこまで考えているんだということになる。議論に出ていないことで気づいたことがあれば、出していただきこれからの料金体系改定の参考になるような答申になればと思う。いずれにしても審議会を4回やって次回に結論を出すので、一旦今までの成果と体系の具体的なものを事務局で検討し、事前にもらって最終的な案を決めるというかたちでどうか。

副会長 : 意見は色々あると思うが、最終的に事務局のほうで決めた案であればそれに反対するつもりはない。

事務局 : 今日いただいた内容を踏まえてそれに沿ったかたちの体系を考えつつ、いくつ

かイメージしやすい資料を提示する。

会 長 : 次回2月下旬まで3か月程時間が空くので、折角議論で気分が高まったところをまた気分が戻ってしまうので、検討案は少なくとも1月には持って行って話しておくほうが、それを受けて整理して、今までの集約で答申をするのが良いと思う。

議題（4）次回審議会の予定【審議事項】

事務局 : 次回の審議会に向けて、複数のケースについて議論していただいた。事務局のほうにも宿題をいただいたので、そのあたりを整理して次回の審議会に向けていきたいと思う。次回の審議会は、1回目～4回目にいただいた意見を取りまとめて下水道使用料改定に向けた答申をいただくということで予定させていただく。また開催の時期については早めにご連絡する。1月中～2月の早いうちにご自宅に寄らせていただき、ご説明させていただく。その時に率直な意見を頂ければと思う。

議事（4）（質疑・応答など）

会 長 : 今まで事務局より説明があったが、何か質問や意見があれば、委員の方々お願いする。
委員より質問や意見はなかった。

会 長 : それでは、進行を事務局にお返しする。

議題（5）閉会

事務局 : 第4回審議会終了の挨拶

以上